



企業と地域、人と未来をつなぎます

諏訪商工会議所 News

Chamber of Commerce and Industry

- 災害に備える2.3
- マンスリートピックス4.5
- 会議所からのお知らせ 6.7.8.9
- 相談事例からの発見 10
- 魅せられて 20
- IT導入補助金のお知らせ 21
- 読み物 22.23
- 会議所スケジュール他 24

特集

いつ起こるかわからない災害 いざという時に慌てずに行動するために



写真：P11「魅せられて」のコーナーで紹介
霧の駅 浅沢 圭二郎 さん

日本商工会議所創立100周年
地域とともに、未来を創る



●諏訪商工会議所ホームページ
<https://www.suwacci.or.jp/>



●諏訪商工会議所 会員限定 メール配信サービス
セミナーや経営支援に関する情報をお届けいたします。
ぜひ、ご登録ください。





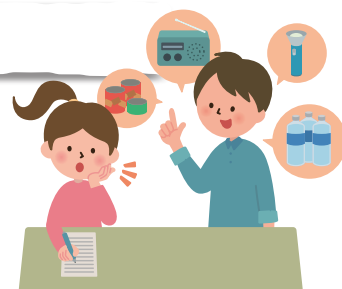
いつ起こるかわからない災害 いざという時に慌てずに行動するために

今回は比較的起こりやすい「河川の氾濫」に対してどのように備えるかについてご紹介します。

いざというときに慌てずに行動するために事業規模に合ったオリジナルの避難行動計画を作成しましょう。今回は、個人防災計画(マイ・タイムライン)についてご紹介します。

事業所における防災計画と言えば、BCP や事業継続力強化計画もあります。作成支援メニューも充実していますので、作成希望があれば商工会議所へご相談ください。

「マイ・タイムライン」を作成しましょう！



マイ・タイムラインとは、台風の接近によって河川の水位上昇が予想される時などに、自分自身がとる防災行動を時系列的に整理した個人防災行動計画です。台風を想定したタイムラインでは、台風が直撃する「3～2日前」「1日前」「5～3時間前」など、時間ごとにどのような行動をとるか整理します。

STEP 1

洪水ハザードマップと避難場所、避難の合図となる情報を確認

避難指示などの避難情報や土砂災害警戒情報など、どの情報が出たら避難を開始するか確認します。

STEP 2

洪水発生前までにとるべき基本的行動を考える

台風の進路などを調べ始める、川の水位を調べ始める、非常用持出しバッグをチェックする、避難しやすい服装に着替える、安全なところへ移動を始める、など基本的な行動とその順番を考えます。

STEP 3

従業員やお客様の特徴を加味する

従業員やお客様の帰宅先や通勤時間など、自分のお店等にあてはまる状況を確認し、必要な行動を考えます。

STEP 4

時間ごとに整理してタイムラインの完成

基本的行動と従業員やお客様のために必要な行動を上記の時間ごとに並べます。



※上記はマイ・タイムライン作成の一例です。

マイ・タイムライン作成例

避難所等：○○公民館

お店のある場所の浸水深(m)：3m

台風直撃
3日前

警戒レベル1 台風が接近

テレビ、ラジオなどから台風の進路をチェックする。
<諏訪市防災気象情報システム>
<http://city-suwa.jyouho.net/>



台風直撃
2日前

警戒レベル2 雨風が強くなる

付近の川の上流の雨量を調べる



台風直撃
1日前

川の水位が上昇

付近の川の水位を調べる
翌日のお店の営業予定など検討する。

台風直撃
半日前

川の上流から水が集まる

避難するときに持っていくものを準備する。
お店の営業休止について関係者に周知する。
什器など、高いところへ移動する。

はん濫
5時間前

警戒レベル3 湖畔の道路が水没

避難しやすい服装に着替える。
従業員を帰宅させる。

はん濫
3時間前

警戒レベル4 川の水があふれそうになる

全員安全な場所に避難する・避難完了

はん濫
発生

警戒レベル5 はん濫発生



避難情報(警戒レベル)の発令

諏訪市では、災害が発生するおそれがある時、または発生した時に、避難に関する情報を発令します。

警戒レベル4 避難指示までに必ず避難しましょう
気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に
早めの避難をしましょう



| 避難情報等 (警戒レベル) | | | | 河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報) | |
|-------------------------------|------------------|-------------------------|----------|--------------------------|-----------------------------|
| 警戒レベル | 状況 | 住民がとるべき行動 | 避難情報等 | 防災気象情報(警戒レベル相当情報) | |
| | | | | 浸水の情報(河川) | 土砂災害の情報(雨) |
| 5 | 災害発生 又は切迫 | 命の危険 直ちに安全確保! | 緊急安全確保 | 5 相当 | はん濫発生情報 大雨特別警報 (土砂災害) |
| ~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~ | | | | | |
| 4 | 災害の おそれ高い | 危険な場所から 全員避難 | 避難指示 | 4 相当 | はん濫危険情報 土砂災害警戒情報 |
| 3 | 災害の おそれあり | 危険な場所から高齢者・ 障がい者等は避難 | 高齢者等避難 | 3 相当 | はん濫警戒情報 洪水警報 大雨警報 |
| 2 | 気象状況悪化 | 自らの避難行動を確認 | 大雨・洪水注意報 | 2 相当 | はん濫注意情報 —— |
| 1 | 今後気象状況悪化 のおそれ | 災害への心構えを高める | 早期注意情報 | 1 相当 | —— —— |

河川や雨の情報(警戒レベル相当情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に避難情報等(警戒レベル)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

緊急情報などの入手方法 ~諏訪市~

諏訪市では、防災行政無線放送により緊急情報などが市内全域に放送されます。聞こえにくい場合や出張中、自宅が市外にある場合でも情報を入手する方法がありますので、是非ご活用ください。



**防災行政無線放送が
聞こえにくい場合**

- ①フリーアクセスへ電話をして再度聞く(利用料無料)。☎0120-68-8404
- ②市ホームページ、かりんちゃんねる(LCV11チャンネル)で確認する。
- ③防災メールサービスで届いた内容を確認する。(事前登録が必要)



防災メールサービス

防災メールサービスは、気象や地震などの防災情報、市からのお知らせ、行方不明者の捜索協力依頼など、屋外スピーカーから流れる防災行政無線放送を携帯電話(スマートフォンを含む)やパソコンへメールで配信するサービスです。

※このサービスを利用するには、携帯電話またはパソコンからの利用者登録が必要です。

携帯電話またはパソコンからの登録方法

bousai.suwa-city@raidan.ktaiwork.jp

へ空メールを送信

または

バーコードリーダー機能がついた携帯電話をお持ちの人は、右のバーコード(2次元コード)を読み取ってアドレスを取得してください。



受け付け完了通知メールが届くので、メールに記載されている会員登録サイトへ接続。

必要項目を入力・選択して利用者登録してください。

登録完了

より詳しい情報は、**諏訪市マルチハザードマップ**をご覧ください。

「諏訪市ホームページ 防災ポータル」 <https://www.city.suwa.lg.jp/site/bousai/4380.html>



7月

- 21日 ▶ 日商各種委員会・常議員会・議員総会
令和4年度諏訪地区商工会議所事務局長連絡会
越境 EC オンライン講座
- 22日 ▶ 信金今井理事長受章祝賀会
- 26日 ▶ 北陸信越ブロック商工会議所会頭会議(・27日)
諏訪市労務対策協議会 諏訪清陵中学校プロ
フェッショナルズ座談会
英語版 HP 作成のポイント(オンライン講座)
- 27日 ▶ 蔵前・如水・理窓スマイリンク実行委員会



8月

- 1日 ▶ 生活関連部会
- 2日 ▶ 精密電機工業部会/メディア部会
労保推進員研修会 / 工業メッセ出展部会
- 3日 ▶ 観光関連部会/金融財務部会
建設産業部会/医療介護部会
諏訪市農業祭・JA 信州諏訪農業祭実行委員会
- 4日 ▶ 商業部会
食料品部会
令和4年度岡谷社会保険委員会第1回幹事・
代議員会
- 8日 ▶ 長野県商工会議所共済制度担当役員者会議
- 10日 ▶ 第3回諏訪圏工業メッセ実行委員会・記者会見
- 19日 ▶ 諏訪市労務対策協議会 諏訪地域合同就職説明会

7/26
(火)

7/28
(木)

諏訪清陵高校附属中学校 3 年生 78 名 キャリアウィークへ協力しました。

働くことや仕事のやりがいを学ぶ 清陵中学生と企業人事担当者との懇談

諏訪市労務対策協議会所属の人事担当者11名によるキャリア座談会を実施し、仕事のやりがいや勤労観などを学びました。AIの将来性やコロナ禍によって変化したマーケットから、どのように企業を発展させていくのかなど積極的に意見交換を行い、将来について考えました。



企業担当者と勤労観について話し合う生徒たち

職場体験学習でリアルな仕事を体験

諏訪地域内の事業所へ訪問し、実際に職場体験をしながら働く意義や楽しさを学びました。生徒たちは諏訪地域労務対策協議会の会員企業のうち 26 社に分かれて活動し、建設業では女性が活躍する場が増えている設計の仕事を、ゲーム感覚で楽しく体験してもらうことで関心につなげました。



3D CADを使用して自分たちで住宅を設計する生徒

8/19
(金)

諏訪地域労務対策協議会主催 諏訪へ学生を呼び込む諏訪地域合同就職説明会

マリオローヤル会館（茅野市）で開催した合同就職説明会にて、学生へ仕事内容や企業PRを行いました。学生は興味のある企業ブースで将来を見据えながら熱心に説明を受けていました。

売り手市場が続く、人手不足が深刻となっています。そのため合同就職説明会のニーズは高く、対面で学生と出会える貴重な機会となりました。



採用担当者の話を熱心に聞く参加者

8/6
(土)

暑さに打ち勝て！ 打ち水で夏を乗り切る

当所女性会は、長野県商工会議所連合会が各地で行う信州クールシェアイベントの取り組みとして、大手の並木通りや柳波公園、上諏訪駅西口周辺で打ち水を行いました。

昨年は雨天で中止となり一年ぶりの開催となりました。

メンバー約10名がひしゃくやじょうろで水をまき、30度を超える気温の中、歩道に涼しさをもたらしました。



柳波公園前 打ち水をする女性会の皆さん

8/9
(火)

諏訪地域の建設業界へ若手人材を！ 諏訪地域建設業界研究フェア開催

諏訪地域の総合建設業6社が、人手不足を払拭するために業界の魅力を発信しようと、業界研究フェアを開催しました。当所会員ではスワテック建設㈱と藤森土木建設㈱が参加し、諏訪湖SAスマートIC他5カ所の工事・建設現場を見学しました。

見学後は若手社員座談会やインターンシップの説明会を行いました。



現場見学で担当者より説明を受ける参加者

採用
コスト
削減

採用サイト & Indeed 活用法セミナー

地方の中小企業・小規模事業者こそ採用サイトが必要です！

ユーザー数 **NO.1** の Indeed を活用して求人の魅力を発信しましょう！

令和4年

9月27日(木)

時間

午後2時～3時00分

会場

オンライン (Zoomを使用予定)

採用トレンド理解

- ・求職行動の変化
- ・求職者が仕事選びで重視するポイント
- ・Indeedはなぜ人気？他媒体との違い

求人掲載や集客のコツ

- ・魅力的な求人票を作成するには？
- ・求人を多くの人に見てもらうには？
- ・掲載コストを抑える方法

採用成功事例

- ・地域の人回りが少ない
- ・知名度が低い
- ・採用担当者がいないのに採用できた

講師

株式会社ネットオン
代表取締役CEO

木嶋 諭 氏



申込み・詳細は
QRコードより
ご確認ください。



申込み期限

9月21日(水)まで

お問合せ 諏訪市労務対策協議会 TEL 0266-52-2155(諏訪商工会議所 内)

information 会議所からのお知らせ

▶▶▶ 「まちゼミ」参加店舗募集中!



得するまちのゼミナール(以下、まちゼミ)とは、自店の特徴や専門性を活かした講座少人数制の講座を自店舗で開催します。そこで、お客さまにお店の存在や特徴・こだわり・人となりを知っていただくことで、「人の魅力」でお店のファンづくりができる機会となります。コロナ禍における販売促進としてもご活用いただけます。是非ご参加ください。

●開催期間 2022年11月12日(土)~12月11日(日)

※期間中開催日時・回数を自由に設定できます。
※申込者からの予約受付開始日: 11月1日(火)頃

●参加費 1講座 6,000円(会議所会員価格)

(主に周知のためのパンフレット制作費や広告費として)

●参加申込締切日 2022年9月22日(木)まで

▶▶▶ 詳細・お申し込みはコチラから!!



蕎麦打ち講座で楽しく作り方を学ぶ参加者

【お申込み・お問合せ先】諏訪商工会議所 TEL:0266-52-2155

▶▶▶ 共済制度のお知らせ

> ほがらか共済制度

役員・従業員の福利厚生制度として病気や不慮の事故等による死亡・入院に対し、業務上・業務外を問わず24時間保障いたします。

諏訪商工会議所の独自給付である見舞金および祝金は、請求日時時点で共済制度に加入している対象者へ、事由発生日から3年以内の請求を期限としてお支払いいたします。

●ほがらか共済見舞金給付の内容変更

令和4年5月1日より「障害給付見舞金」および「障害給付見舞金(労災適用)」を廃止しました。



> 特定退職金共済制度

従業員の退職金準備金として、1人につき月1,000円~30,000円を毎月積み立てることができます。掛金は非課税で、損金または必要経費へ算入できます。

なお、事業主・役員・事業主と生計を一にする親族はこの制度に加入できないため、加入後に変更があった場合は手続きをお願いいたします。

【お問合せ先】諏訪商工会議所 TEL:0266-52-2155

▶▶▶ 長野県からののお知らせ -はかり定期検査のお願い-

正しい計量の実施を確保するため、計量法において取引や証明に使用されるはかり(計量器)は2年に1回、県が行う定期検査を受けなければならないことが定められています。

諏訪市では次の通り検査が行われるため、該当するはかりを必ず検査を受けてください。

時間はいずれも10:00~12:00、13:00~15:00です。

| 日付 | 会場 |
|----------|------------------|
| 9月27日(火) | 諏訪市公設地方卸売市場管理事務所 |
| 9月28日(水) | 諏訪市文化センター |
| 9月29日(木) | |
| 9月30日(金) | 諏訪市四賀公民館 |



【お問合せ先】長野県計量検定所 TEL:0263-47-4006

働き方改革へ向けて 労働時間相談・支援相談会

労働基準監督署の職員が以下の相談に解決策をご提案します！

残業時間を減らしたい！有給休暇を上手く使いたい！労働時間制度に疑問がある。などのお悩みがある方は、ぜひご参加ください。

●日時 令和4年9月29日(木)

①9時30分～10時30分 ②10時40分～11時40分 ③11時50分～12時50分
④13時30分～14時30分 ⑤14時40分～15時40分 のいずれか希望の時間帯

※時間内に解決しなかった場合は、後日継続相談いたします。

●会場 諏訪商工会館 会議室（会議室は当日玄関の掲示板をご確認ください）

●対象 経営者・役員、個人事業主（使用者側が対象です）

●お申し込み方法



- ①QRコードから専用フォームよりお申し込み
- ②電話でお申し込み（諏訪商工会議所へお電話いただき、「事業所名」「当日お越しになる方のお名前」「電話番号」「希望の相談時間」をお知らせください。）

【お問合せ先】諏訪商工会議所 TEL:0266-52-2155

改正育児・介護休業法 対応はお済みですか？

至急対応を!! 「令和4年10月1日」までに就業規則の変更が必要です！

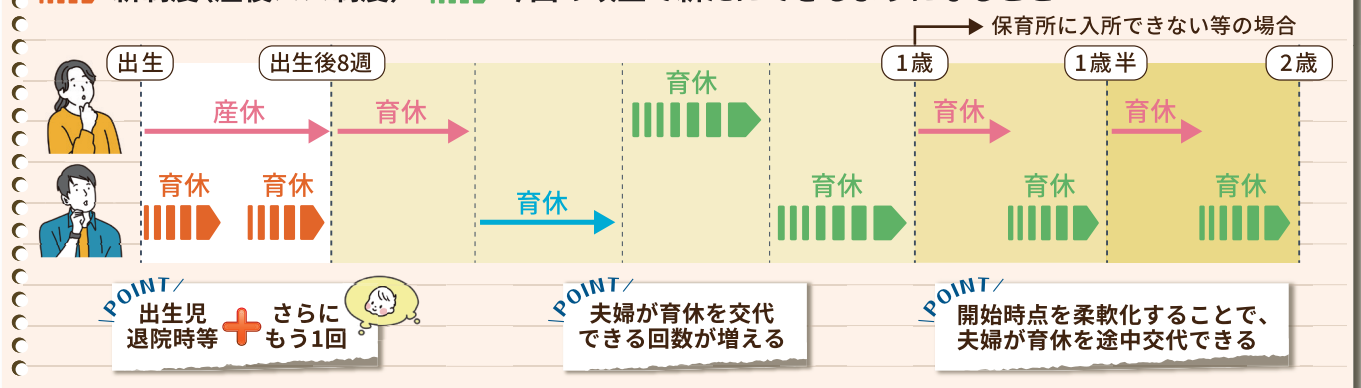
✓ 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設 ■■■ 子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能

| | |
|--------|---|
| 申し出期限 | 原則、休業の2週間前まで 雇用環境の整備などについて、法を上回る取組を労使協定で定めている場合は、1か月前までとすることができる |
| 分割取得 | 2回まで分割して取得可能（2回分まとめて申し出する必要あり） |
| 休業中の就業 | 労使協定を締結している場合に限り、労働者が個別に合意した範囲で休業中に就業することができる（就業可能日数等には上限あり） |

✓ 育児休業制度の変更(改正後の内容) ■■■ 育児休業を2回まで分割して取得可能

| | |
|------------------------|---|
| 特に必要と認められる場合の1歳以降の育児休業 | 休業開始日を柔軟化しました。 期間の途中で配偶者と交代して育児休業を開始できるようにする観点から、配偶者の休業の終了予定日の翌日以前の日を、本人の育児休業開始予定日とすることができる。 特別な事情がある場合に限り再取得可能 |
|------------------------|---|

■■■ 新制度(産後パパ制度) ■■■ 今回の改正で新たにできるようになること



【お問い合わせ先】就業規則変更について 長野労働局雇用環境均等室 026-227-0125
育休に関すること・育児休業給付については、最寄りのハローワークへ

▶▶▶ 長野県からのお知らせ

中小企業エネルギーコスト削減助成金の対象事業を募集しています！

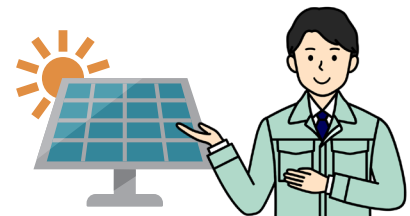
長野県及び長野県中小企業GX推進事務局では、原油・原材料価格の高騰等に直面する県内中小企業の省エネによるコスト削減を図り、収益構造の改善を支援するため、「中小企業エネルギーコスト削減助成金」の対象事業を募集します。

●事業内容

| | | |
|------|--|---|
| 対象者 | 県内に本社所在地を有する中小企業者等 (ただし、設備の更新・新設の対象となる建物等を県内に有する事業者に限る) | |
| 対象設備 | 更新のみ対象 | 空調・換気設備、照明設備、冷蔵・冷凍設備、恒温設備、熱電供給設備、電気制御設備、加熱設備、生産設備、建物付属設備(断熱ガラス及びサッシに限る) |
| | 新設のみ対象 | エネルギー管理設備、発電設備 (太陽光パネル及び付属設備であって出力1kW以上50kW未満に限る) |
| 補助率 | ①太陽光発電設備以外 ●対象経費150万円以下：2/3以内 ●対象経費150万円を超える部分：1/2以内 ②太陽光発電設備：4万円以内/kW | |
| 補助額 | 下限50万円、上限500万円 | |

●申請方法

募集要領や申請書類は、QRよりホームページをご確認ください。(URL<https://www.nagano-alps.jp>)
※予算額の上限に達し次第受付終了のため、申請はお早めに！



●申請先

諏訪商工会議所（諏訪市小和田南14-7）

【お問い合わせ先】諏訪商工会議所 TEL. 0266-52-2155
長野県中小企業GX推進事務局 TEL. 026-228-1555

雇用保険料率が引き上げへ

令和4年10月から雇用保険料率が下記の通り引上げとなります。

年度の途中に雇用保険率が引上げになるというイレギュラーな取り扱いになるため、給与計算にご注意いただき、今のうちから準備をお願いいたします。従業員の負担も大きくなります。詳細は厚生労働省ホームページ等でご確認ください。

令和4年10月～

| 事業の種類 | 労働者負担 | 事業者負担 | 雇用保険料率 |
|--------------|--------|----------------------------------|-----------|
| 一般の事業 | 5/1000 | 事業主 8.5/1000 (うち二事業 3.5/1000) | 13.5/100 |
| 農林水産業及び清酒製造業 | 6/1000 | 9.5/1000 (うち二事業 3.5/1000) | 15.5/1000 |
| 建設業 | 6/1000 | 10.5/1000 (うち二事業 4.5/1000) | 16.5/1000 |

問い合わせ先：厚生労働省 諏訪公共職業安定所

▶▶▶ 厚生労働省からのお知らせ

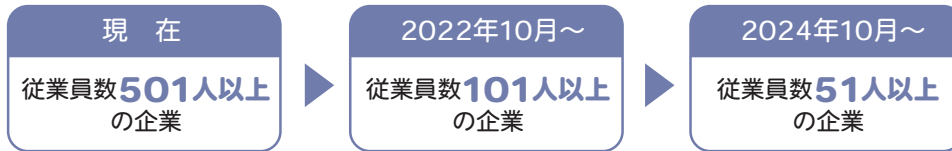
従業員数500人以下の事業主のみさまへ
法律改正によりパート・アルバイトの社会保険（厚生年金・健康保険）の加入条件が変わります。

- 新たな加入対象者は、右の全てに
チェックが入ったパート・アルバイトの方です。



- 週の所定労働時間が20時間以上
- 月額賃金が8.8万円以上
- 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- 学生ではない

- 対象となる企業



- 従業員数は以下の **A** + **B** の合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」



詳しくは、特設サイトをご覧ください



<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>

- 社内準備のステップは4つ

① 加入対象者の把握

まずは、社内の加入対象者を把握しましょう。

② 社内周知

社内の加入対象者に周知しましょう。

③ 従業員とのコミュニケーション

必要に応じて説明会や個人面談を実施しましょう。

④ 書類の作成・届出（オンライン）

厚生年金保険の「被保険者資格取得届」をオンラインで届け出ましょう。

- 社会保険に加入するメリット

パート、アルバイトの方が社会保険に加入することにより、社会保険料のご負担が変わりますが、パート・アルバイトの方の保障が充実します。

▶▶▶ 経済産業省からのお知らせ

一時支援金・月次支援金の受給資格に関する調査

現在、経済産業省の委託により、「NTS 総合弁護士法人」が一時支援金・月次支援金の受給資格に関して調査しています。特に、月次支援金は令和3年4月～10月の間、一ヶ月毎に申請可能でしたが、同じ期間に

- 長野県の特別応援金(令和3年4月～6月(第1弾)、8月～9月(第2段))
- 長野県の拡大防止協力金(令和3年8月～9月)

の申請も受け付けておりました。これらは、月次支援金と併せて受給できない制度となっています。これらを同時に受給している可能性がある事業者(主に飲食店)に対し、上記の弁護士法人より、認識確認の文書が郵送されています。

文書内には、経済産業省や支援金事務局の名称記載はありませんが、正規の事業として行われています。文書が届いた事業者様については、必ずご対応ください。また、誤って受給していた方は、速やかに返還してください。

※届いた文書が真正なものか確認したい場合、当該文書を受け取った本人から、「NTS 総合弁護士法人札幌事務所(TEL.011-350-5565 または 0570-022-667)」までお問い合わせください。その際、本人確認のため、氏名・住所・申請ID・連絡可能な電話番号等の確認がございます。なお、弁護士法人等が支援金の返還を受け付けることはありません。

QRコードより詳細を必ずご確認ください



【お問い合わせ先】一次支援金・月次支援金コールセンター TEL.0120-211-240

ECショップを開設した事業者さんからの悲痛な叫び……

「こんなはずじゃなかった」その原因は？

新型コロナ感染拡大の影響で加速した社会環境の変化もあり、ECショップを新規開店した事業者さんは多いですが、想定通りの利益を生み出している事業者さんはどのくらいでしょうか？当所の相談では「ECショップの利益（売上）をもっと増やしたい」が意外と多いことから「こんなはずじゃなかった」と感じている方が多いのでは感じています。

なぜ思った通りに利益が増えないのか。事業者さんと相談していると「お店の開店や存在を知らない」ことが原因の一つとしてわかりました。ECショップにかぎらず、商売は「集客」と「接客」と2つの要素が重要とされています。来店したお客様に対し事業者は接客して商品を買ってもらう。これが一番シンプルな商売の流れです。その「集客」部分の成果が思ったように上がっていないと感じています。

ほとんどの事業者さんは「集客はやっている＝お客さまにECショップの存在を伝えている」と言いますが、たくらみどおりの成果を上げているか否かを検証している方はほとんどいません。その理由として検証する仕組みを用意していないのでは？と推測しています。では、その仕組みはどのようなものなのでしょう？それは「利益の組立図＝事業計画」です。

事業計画を簡単に説明すると「お客様が商品を購入するための手順書」です。手順書にはこうすればこのくらいのお客様の来店、購入、紹介があると記載されています。この手順書があれば「ECショップを〇〇の方法で紹介したけど、〇〇人の反応しなかった」と検証ができるようになります。

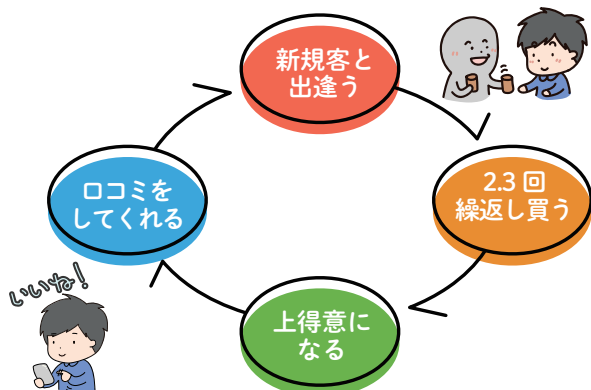


図) お客様と利益が増える組立図＝事業計画

反応しなかった…で終わらせてはいつまでも利益は増えません。目標の人数になるようにやり方を修正、改善し、また実行します。これを「利益の循環」と言っていますが、この循環を小さく速く、そして大きくしていくことで利益が生まれてきます。この循環を創る方法の一つとしてPDCAサイクルが有名ですが、なにが売れるかわからない、そして変化が激しい時代において多くの企業で使われているのがそれを簡素化したPDSサイクルです。このサイクルの特徴は何と言ってもわかりやすさと実行のしやすさ、そして日本人の生活様式に溶け込んでいる「3」が適していると言われています。

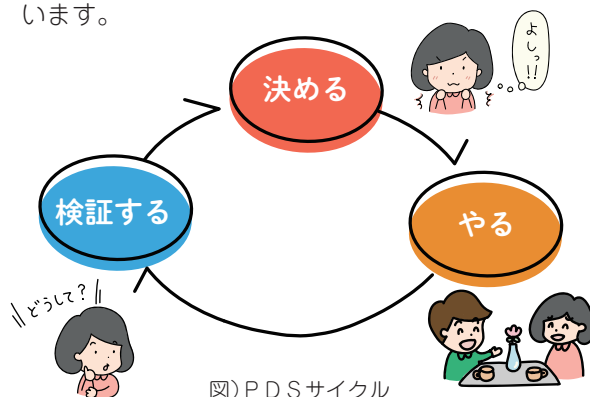


図) PDSサイクル

ECショッピングモール楽天の三木谷社長も「こうすればすぐ売上げがあがる」というやり方はなく、「基本的な商売の考え方に重点を置くことがECショップ成功の最大の秘訣である」と楽天出店事業者さんに教えています。多くのECショップは自動販売機のように置いておけば売れるということはありません。少し時間と手間はかかりますが地道な販売促進が数年後の利益に繋がると信じています。お困りの際は一人で悩まず商工会議所等にぜひご相談ください。（職員 中沢源雄）

ご 紹 介

利益の組立図＝事業計画作成とPDSサイクルの活用を身につけられるゼミが開催されます。また、それを活用し起業以来お客様を増やし続けている事業者さんの事例発表会も開催します。詳しくは本誌別紙の案内をご覧ください。



霧の駅

浅沢 圭二郎 さん

▶ 美味しいソフトクリームを残していきたい

もとは霧ヶ峰で30年以上続くソフトクリームのお店。私自身はホテルに勤務しており、そのソフトクリームのファンとして食べに通っていたのですが、4年ほど前にお店の営業が終了してしまいました。「このままソフトクリームがなくなってほしくない」という思いから、私がこの美味しいソフトクリーム販売を受け継いでやっていけないかと、運営会社などに打診したことが開業のきっかけです。



◆ 霧ヶ峰で営業中の様子(当時)

受け継いでから2年、霧ヶ峰でソフトクリームの販売とともに焼きたてのどら焼きやカレーの販売を行って

きましたが、建物を解体することとなり、8月より、アーケ諏訪の2階で再オープンしました。

◆ 安曇野の牛乳を使った、白樺高原牛乳ソフトクリーム (左)牛乳ソフト(右)木いちご味

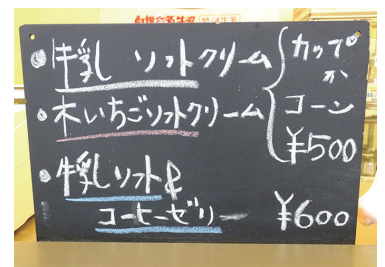


▶ 日本一のソフトクリームを目指して

安曇野の牛乳を使った白樺高原牛乳ソフトクリームで、味は牛乳ソフトと木いちごがあります。人工甘味料、着色料無添加で毎日新鮮なものをお作りしていますので、安心してお召しあがりいただけます。

美味しいソフトクリームには牛乳がたくさん使われているものです。当店のソフトクリームは、濃厚で後味がさっぱりしているのが特徴。大盛でも最後まで美味しく召し上がれます。

食べた一口目で「美味しい!」と言ってもらえることもあり、そんな時には誇らしく感じます。霧ヶ峰で営業していた頃は「ソフトクリームを食べるために1時間以上並んでいました」と言っていたほど、皆様に喜んでいただけていました。これからは上諏訪駅前の商業施設での営業となります。観光客だけではなく地元地域の皆様にも気軽にお越しいただき、「1年に一度は食べている存在」になるよう頑張っていきたいです。

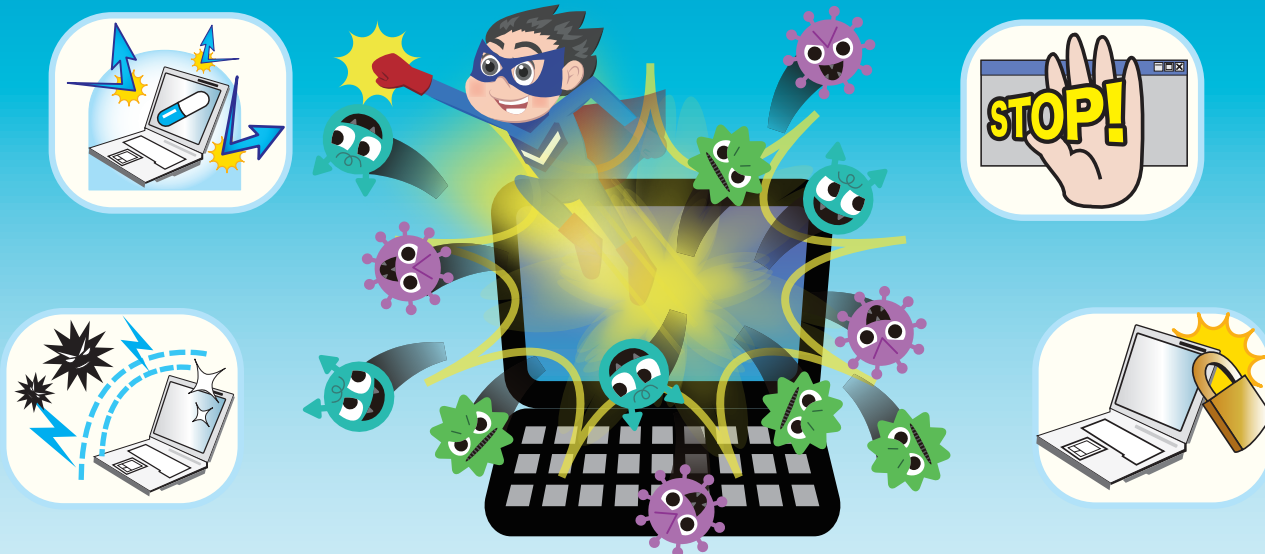


◆ 牛乳ソフト 大盛への変更は無料!

◆ 霧の駅
住所: 諏訪市諏訪1丁目6-1 アーク諏訪2F
営業時間: 10:00~18:00(当面の間)
定休日: 9月中は無休(10月以降は不定休)



中小企業のセキュリティ対策 IT導入補助金の活用を



🔍 セキュリティ対策推進枠を創設

国際情勢の緊張などによりサイバー攻撃事案の潜在リスクが高まっていることを踏まえ、経済産業省はIT導入補助金において新たに「セキュリティ対策推進枠」を創設し、8月9日から申請受け付けを開始した。このセキュリティ対策推進枠を活用することで「サイバーセキュリティお助け隊サービス」の利用料が上限100万円（補助率2分の1以内）まで支援される。

サイバーセキュリティお助け隊サービスは、中小企業のサイバーセキュリティ対策に不可欠な各種サービスをワンパッケージで安価に提供する民間のサービスであり、現在、所定の基準を満たした18事業者が提供するサービスが登録されている。具体的には、ネットワークを一括的に監視する機器、または端末の不審な挙動などを監視するソフトウェアを導入し、サービス提供事業者が24時間監視を行う。

不審な通信などを検知した場合、サービスを利用する中小企業に通知を行うとともに、必要に応じて駆け付け支援を行う。この突発的に発生する駆け付け費用などを簡易サイバー保険で補償する。

これらサービスがワンパッケージで提供されるため、専門知識がない中小企業でも簡単に導入・運用することが可能である。サービスを利用する中小企業からは、「セキュリティ担当者がいないため、まとめてお任せできるのがありがたい」、「サービス利用料が安いので助かっている」といった声が寄せられている。もともと価格設定に上限があり安価であるが、IT導入補助金を活用することでさらに導入しやすくなる。



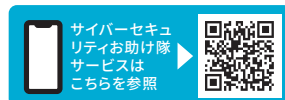
🔍 サイバー攻撃対策に外部サービスが有効

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施した「2021年度中小企業における情報セキュリティ対策に関する実態調査」によると、セキュリティ担当者（兼務含む）が任命されている中小企業は約4割となっており、企業規模が小さいほどセキュリティ担当者が任命されていない。しかし、サイバーセキュリティお助け隊実証事業において業種や規模にかかわらず全ての企業においてサイバー攻撃と思われる通信が確認されており、もはや他人事ではない。人材不足などによりセキュリティ担当者の任命が難しい企業では、サイバーセキュリティお助け隊サービスのような外部サービスの活用は有効な選択肢になると考える。

また、同調査によると、過去3期における情報セキュリティ投資を行っていない中小企業は約3割となってい

る。情報セキュリティ投資を行わなかった理由としては、「必要性を感じていない」の割合が最も多く40.5%で、「費用対効果が見えない（24.9%）」、「コストがかかり過ぎる（22.0%）」が続いている。必要性に関しては経営者のリスク認識によるところも大きいですが、費用対効果やコスト面で情報セキュリティ投資をちゅうちょする中小企業は、サイバーセキュリティお助け隊サービスの導入を検討する価値がある。24時間の監視や運用レポートなどの作成を自社で実施できる中小企業は限られており、外部サービスを利用する方がコストパフォーマンスは高い。また、取引先からの信頼の獲得も期待できる。

IT導入補助金、サイバーセキュリティお助け隊サービスの詳細についてはそれぞれのwebサイトにて確認してほしい。（独立行政法人情報処理推進機構・江島和将）





「アフターコロナ時代の『サードプレイス』」

日経B P総合研究所 上席研究員
渡辺 和博

酒屋さんで買ったお酒を、持ち帰る前に店頭の一部で飲ませるスタイルのことを角打ち(かくうち)といいます。その昔、通い徳利を持ってお酒を酒屋に買いに行くのが普通だったころ、持ち帰るまで待ちきれず酒屋の升の角から飲むことから生まれた言葉だともいわれています。スーパーやコンビニで酒類が売られるようになり、それまで酒販の中心だった酒屋さんがお店の付加価値向上のサービスとして、缶詰やナッツなどのおつまみとともに場所を提供しているところが多いようです。

私の住んでいるところの近くにも、古くからの酒屋さんと、数年前に開業した販売店の二つが角打ちを営んでいます。どちらも平日は勤め帰りの人たちで、休日には犬を連れて散歩がてらのご近所さんなどでにぎわっています。新型コロナウイルス感染症流行の影響でお酒の飲み方も随分と変化しました。大きな傾向として、繁華街に出かけて何軒も回りがつり飲むというよりも、住まいの近場で軽く飲む方向へシフトしたと考えられます。

NTTグループが約3万人の社員を対象に、原則在宅勤務の制度を導入しました。全ての働き方がテレワークにはなりません、一定の割合でこの先も在宅勤務が定着する考えられます。そうなったときに、注目されるのが「サードプレイス」という概念です。

サードプレイスは「自宅でも職場でもない居心地のよい第三の場所」という意味で、米国の社会学者が提唱した概念です。自宅と職場をひたすら往復するような生活を続け

ていると、ストレスを開放する機会がなく、趣味の世界や広い人間関係を築く機会が少なくなります。第三の場所を日常の中に取り込むことで、人生の幅が広がり豊かになるという考え方です。職場と自宅間の往復でさえ世界が狭くなってしまうのに、テレワークが定着して仕事も住まいも自宅となれば、ますます世界は狭くなってしまいます。自宅近くでの買い物がてら、ちょっと立ち飲みができて、職場や家族とは違った人たちと交流が持てる角打ちは、アフターコロナ時代のサードプレイスとして、恰好の条件を備えているといえそうです。

私が角打ちに注目しているのは、自宅近くでイートインできるという場所以外にも理由があります。角打ちは酒屋さんがそれぞれにこだわりを持っていて、幅広い品ぞろえだけでなく、お酒や販売している食品に対する情報や文化をその場で発信しようとしているケースが多いからです。酒屋さんが物としてお酒を売るだけのスーパーやコンビニに対抗して、それぞれに生き残りを図っているからだと思います。ですから角打ちへ行けば、お酒に関してより深く面白い情報に出合える可能性が高いのです。

もう一つは、角打ち自体の進化・多様化です。従来の酒屋さんだけでなく、都心部から地方まで広がったクラフトビールの醸造所や、自然派ワイン専門の販売店が角打ちを始めると、角打ちの世界は広がっています。人が集う場所と情報を提供しつつ、お酒だけでなく、物売る角打ちスタイルは、他の業種でも広がる可能性があると思います。

戦国武将のリアル



「関ヶ原の戦いで徳川家康と関わった武将② 池田輝政」

東京大学史料編纂所 教授
本郷 和人

池田輝政は永禄7(1564)年、織田信長の重臣・池田恒興の次男として尾張国清洲で生まれた。元服してからは照政、のち輝政と称した。父や兄・元助(これが諱【いみな】)である。どうにも通称のようだが、文書から間違いないと共に信長に仕えた。本能寺の変で信長が明智光秀に討たれると、恒興は羽柴秀吉と合流した。秀吉のおい・秀次を恒興の婿に、輝政を秀吉の養子とすることを約したという。

天正12(1584)年、秀吉と徳川家康が戦った小牧・長久手の戦いにおいて、父の恒興と兄の元助が討ち死にしたため、池田家の家督を相続し、父の領地であった美濃・大垣13万石を受け継いだ。翌年、同じ13万石で岐阜城に移った。天正18(1590)年には三河・吉田15万に加増された。

文禄3(1594)年、秀吉の仲介により、徳川家康の次女・督姫を娶(めと)る。督姫は関東の覇者、北条氏直の妻であったが、秀吉による北条氏討伐の後には家康の元に帰っていた。すでに輝政には、嫡男の利隆を生んだ糸姫という正室がいたが、実家の中川家(江戸時代は豊後・岡7万石)

に帰された。督姫を正室に迎えたことが、池田家に繁栄をもたらす。

関ヶ原の戦いに勝利し、天下人になった家康は、娘婿の輝政を厚遇した。輝政はかつての居城だった岐阜城の攻略にこそ功があったものの、肝心の関ヶ原での決戦ではほとんど活躍していない。そんな彼に播磨・姫路52万石(うち10万石が督姫の化粧料)が与えられた。弟の長吉には因幡・鳥取6万石。督姫が生んだ忠継には備前・岡山28万石。同じく督姫所生の忠雄には淡路・洲本6万石。一族合わせて実に92万石。池田家は西国の外様大名に睨(にら)みをきかせる立場になった。なお、輝政が広大な領地の税収を注ぎ込んで築いたのが、名城として知られる姫路城(白鷺城)である。

慶長18(1613)年1月、輝政は姫路で死去した。死因は中風という。享年50。家督は嫡男の利隆が継いだ。池田家はこの後忠継の早世などもあり、利隆の系統が岡山31万石、忠雄(母は督姫なので家康の外孫)の系統が鳥取32万石を知行して幕末まで続いた。

「ネット世界でのイノベーションの秩序の変化」

株式会社大和総研 金融調査部 主席研究員 内野 逸勢

イノベーションは「技術革新」と一般的に訳されるが、その発端は60年以上前の1958年の「経済白書」〔注1〕で「技術革新」という言葉が使われたことらしい。そこでは「技術が進むときには次々に新しい機械や生産方式が導入され、新しい製品が発明される」とされ、技術革新(投資)は、第二次世界大戦後の「復興建設需要」に次ぐ「神武景気」〔注2〕を牽引(けんいん)した主な要因として取り上げられている。現在ではイノベーションは、単に高度経済成長を牽引する技術革新ではなく、持続可能な経済成長を目指すものとなった。すなわち、規制・規範に沿った上で、幅広い社会的・経済的・技術的なあらゆる「資源」を活用した新しいアイデア(発想)から社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらす変革を技術革新という。ここでいうアイデアとは、これまでに生み出されてきた物事の「新たな視点・工夫」「これまで組み合わせられなかった要素を組み合わせること」「新しい切り口」「新しい捉え方」「新しい活用法」を創造するものを指す。

そのような現代のイノベーションを実現するためには、世界中のあらゆる資源を効率よく活用する必要があり、誰がリソース(資源)のコントロール(維持管理)を担うかが重要となる。米国の法学者であり、インターネットに関する多数の書籍の著者であるローレンス・レッシグ(Lawrence Lessig)は「過去100年にわたって、政治的議論における争点のほとんどは、リソースのコントロール方法としてどれが一番うまく機能するか——国が市場か——を巡るものだった。冷戦はまさにこの種の戦いだ」と、インターネットが本格的に台頭してきた2001年に出版された書籍〔注3〕の中で述べている。自由主義の西側諸国は、市場が「リソース」を「コントロール」できると信用していた。他方、インターネットの普及とともに、「グローバルイノベーション」と「オープンイノベーション」が活性化した。「グローバルイノベーション」は国家や地域などの境界を越えた社会的あるいは経済的なつながりが地球規模に拡大してさまざまな変化を引き起こす現象であり、「オープンイノベーション」はそれに伴うさまざまな制約からの資源の開放により革新を生み出すものである。これらの恩恵を受けた中国は、国が直接リソースをコントロールすることを通じて、国際的なイノベーション競争で

台頭し、市場によるコントロールを重視した米国と比肩する地位を確立した。

こうした状況が実現した背景にはインターネットの世界におけるイノベーションの秩序の変化がある。現実の世界では、国あるいは市場運営者が法規制やルールを定め、リソースをコントロールし、その秩序の下でイノベーションが生み出される。現在の世代のインターネットはWeb 2.0〔注4〕と呼ばれており、双方向で情報のやり取りができることが特徴である。そこでは、インターネットの運営者であるグーグル、フェイスブックなどの大手企業が中央集権的にルールの決定やリソースのコントロールといった機能を担っており、それら大手企業は国のルールに従っている。しかし、Web 3.0と呼ばれる次の世代では、中央集権的な組織が法などを決めるのではなく、「コードこそがその法だ」〔注5〕が秩序の在り方を表す言葉となる。つまり、プログラム言語の命令を記述した文書通りに全てが実行され、現実世界の法規制・規範から解放された世界が構築されようとしている。例えば、複製できない唯一無二の「秘密鍵」を持てば、誰でもリソースを利用することができ、かつ誰か一人にコントロールされることなくユーザー間で分散的にリソースを共有できることとなる。ここにWeb 2.0を含む現代と次世代のWeb 3.0におけるイノベーションの秩序の違いがある。

リソースの配分方法を検討するに当たり、Web 3.0のようなイノベーションを重視するやり方がいいのか、従来のように国と市場が規則・規範を定めてコントロールするやり方がいいのか、判断が求められる分岐点にあるという論調がちまたでは高まっている。しかし一方を選択しなければという考えは極論であり、両方の優れた部分を活用するWeb 2.5を目指すべきではないか。ウクライナ紛争で国際社会の分断が進む中、グローバル化が進展していた時期のように何が「正しい」かの同意を、新興国を含む多くの国で得ることが難しくなり、極論がはびこりやすくなる傾向にある。しかし、これまで民主主義諸国が積み重ねてきた「正しい」規則・規範の下、「正しい」発想で正しく先端技術を活用したイノベーションを生み出す必要性がこれまで以上に高まっているといえよう。

(7月20日執筆)

〔注1〕経済企画庁「昭和33年度年次経済報告」の「前書き」は次のように述べている。「戦後の日本経済は、世界経済の発展とその軌を一にして、復興建設需要とそれにつづく盛んな技術革新投資によって、まれにみる高い成長を持続してまいりました。」

〔注2〕1954年12月から57年6月まで、31カ月間続いた景気拡大期。

〔注3〕『 commons ~ ネット上の所有権強化は技術革新を殺す the future of ideas: the fate of the commons in a connected world』ローレンス・レッシグ著、山形浩生 訳

〔注4〕Web (ウェブ=ワールドワイドウェブ)とは、インターネット上で標準的に用いられている文書の公開・閲覧システム。2.0は第何世代かを指す。その前の世代のWeb 1.0は、1995年から2005年頃に利用されていたWebを指し、基本的に情報の利用はインターネットの運営者からの一方通行であった。

〔注5〕出所は脚注3と同様。

新会員のご紹介

会員数1591件(8月20日現在)



| 事業所名 | 代表者名 | 住 所 | 電話番号 | 営業内容 |
|---------|--------|--------------------------|---------|------------------------|
| 小料理 こうた | 高橋 宏太郎 | 諏訪1-12-15 | 75-0673 | 季節の会席コースを中心とした料理店 |
| 翔整骨院 | 田中 翔太 | 清水1-2-18 クレストハイツ清水103 | 75-2203 | 健康保険を使った治療。慢性的な症状にも対応。 |



お取引先、お知り合い等で未加入の事業所がありましたら、ぜひご紹介下さい。
ご紹介先には職員がぜひお伺いさせていただきます。

定例相談日

※相談会場は諏訪商工会館です。



▶ 発明相談会

諏訪圏特許事務所連合会(弁理士会諏訪支部)

10月20日(木) 午後1時～午後4時

特許、実用新案、意匠、商標の他、知財に関する相談

【専門相談員】諏訪圏特許事務所連合会

▶ 広域専門指導員による定例相談会

要
予約

毎週水曜日 午前9時～午後5時

創業や事業承継、事業計画策定等についての相談。

【専門相談員】諏訪地域広域専門指導員

▶ 日本政策金融公庫(松本支店)

随
時
実
施

国民生活事業相談

長期、低利(固定)の設備・運転資金について相談。

【専門相談員】日本政策金融公庫 松本支店

※相談をご希望の方は、諏訪商工会議所まで
ご連絡ください。 ☎0266-52-2155

▶ 諏訪中小企業支援センター

要
予約

毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

経営、金融、税務等についての相談。

【専門相談員】当所 経営指導員

会議所スケジュール



- 9月**
- 5日 ▶ 長野県商工会議所連合会会頭視察研修(～7日)
 - 10日 ▶ 諏訪湖まちじゅう芸術祭2022(～25日)
 - 12日 ▶ 永年勤続者表彰式
 - 15日 ▶ 日商通常会員総会
 - 16日 ▶ 日商創立100周年記念式典
 - 22日 ▶ 育児法説明会
 - 24日 ▶ 不動産相談会
 - 27日 ▶ 経営安定セミナー
 - 28日 ▶ インボイス説明会(・26日)
 - 29日 ▶ 労働基準監督署個別相談会

- 10月**
- 8日 ▶ 全国商工会議所女性会福島全国大会
 - 13日 ▶ 諏訪圏工業メッセ(～15日)
 - 19日 ▶ 諏訪地域転職移住者就職説明会
 - 20日 ▶ 発明相談会 / パワハラ防止法説明会
 - 22日 ▶ 不動産相談会
 - 23日 ▶ 第226回日商珠算・暗算検定試験
 - 25日 ▶ インボイス導入説明会(・26日)
 - 27日 ▶ 27期常議員会・臨時議員総会・
28期新議員総会
 - 28日 ▶ 第226回日商珠算検定合格発表

未来の
ために、
いま選ぼう。



当所では、夏期営業中の役職員の軽装、節電などを
通じて「COOL CHOICE」を推進しています。

環境省COOL CHOICE
MOE 萌えキャラクター
君野イマ



環境省COOL CHOICE
MOE 萌えキャラクター
君野ミライ

諏訪のみ渡り

プレミアム付応援チケット

取扱店舗を募集します

諏訪市では、新型コロナウイルス感染症からの地域経済復興を加速させる経済対策および中小規模の事業所支援の実施に伴い、年末年始の利用促進を促すため「諏訪のみ渡りプレミアム付応援チケット」を発行します。
「募集要項・申込書」は、9月初旬にすべての会員事業所・おひきたてクーポン券取扱店へ郵送しますので、ぜひお申込みください。

申込締切

第一次締切 **9.20** [火]

※9月末オープンのHPへ店舗名を掲載します

第二次締切 **10.17** [月]

※購入者へ配布する店舗一覧へ掲載します

発行概要

額面 13,000 円 (1,000 円券 13 枚綴り) を 1 万円で 8,000 冊販売。
発行総額 1 億 400 万円 (プレミアム分含む) / プレミアム率 30%

取扱店の範囲

- ① 諏訪市内に店舗のある飲食店
- ② 諏訪市内で一般消費者向けの小売り商品を扱っている事業所
※菓子店・給油所・洋品店・土産物店など。理美容店等においては施術後に顧客へ販売するヘアケア商品など。工賃・施術代・技術料など小売り商品でないものは対象外。
- ③ 諏訪市内の旅館・ホテル
- ④ 諏訪地区タクシー事業協同組合加盟のタクシー事業者
※中小規模の事業者支援という目的のため、大規模小売店舗立地法の対象となる事業所はお申込みいただけません。

取扱店の参加条件

①～③に該当する店舗は、応援チケットの利用者に対して特典を提供してください。
特典に係る経費は取扱店がご負担ください。
例) 次回来店時に使えるクーポン券進呈、スタンプカード 2 倍など

利用期間

令和 4 年 11 月 20 日 (日) ~ 令和 5 年 1 月 31 日 (火)

販売対象

諏訪市在住・在勤・在学者
※広報すわ 10 月号にて申込みチラシを全戸配布し、往復ハガキにて先着受付。
※販売日：11 月 20 日 (日) 諏訪市文化センター

詳細は、個別に郵送する「募集要項」をご覧ください。



➡ SUWA おひきたてクーポン券の利用は **今月末** までです!

利用期限 **9.30** [金]

換金期限 **10.21** [金]

※この日を過ぎると換金できません。

